



## ハーレーダビッドソンモーターカンパニー

### 非生産取引条件

以下の「非生産取引契約条件(Non-Production Terms and Conditions)」は、本取引条件が関連する、または参照により本取引条件が組み込まれている発注書(以下「発注書」)に基づき、ハーレーダビッドソンモーターカンパニー(Harley-Davidson Motor Company, Inc.)またはその関連会社、またはそれらの各購入グループ、部門、セグメント、請負業者、または代理人(以下「買主」)が、供給者(以下「サプライヤー」)から購入する非生産の商品およびサービスのすべてに適用されるものとします。全ての「製造品」の購入には、「H-D一般取引条件(H-D Standard Terms and Conditions)」と呼ばれる個別の取引条件が適用されます。製造品購入は次のように定義されます：(a)製造品および交換用部品、コンポーネント、アッセンブリー、およびアクセサリー(商用ソフトウェア、開発ソフトウェア、および供給データを含むがこれらに限定されない)。(b)原材料；(c)ツール。(d) 設計、エンジニアリング、およびSaaS(Software as a Service)製品、ソフトウェアのメンテナンス、または製造品に関連付けられている、または製造品に使用されるサポートを含むその他サービス。

1. オファーと受諾発注書は、本取引条件および発注書または本取引条件で参照または組み込まれている文書を含む発注書の条項に従い、かつこれに限定されて、発注書に記載された製品およびサービス(および注文書に基づいて提供が義務付けられているサンプル、プロトタイプ、およびその他の成果物と合わせて「商品およびサービス」)をサプライヤーから購入するための買主によるオファーまたはカウンターオファー(以下「オファー」)を構成します。このオファーは、サプライヤーが本オファーを受諾したか、サプライヤーが受諾する前に買主が取り消した場合、または本オファーの日付から30日以上経過してからサプライヤーが発注書の履行を実施し、当該履行が買主が独自の裁量で受諾した場合を除き、その日付から30日後に失効します。このオファーは、サプライヤーによる販売の申し出を受諾するものではなく、サプライヤーが本取引条件に同意することを明示的に条件としています。買主は、サプライヤーからの発注書、見積書、提案書、確認書、請求書、その他の書類、その他のサプライヤーからのコミュニケーション(サプライヤーによる追加の保証を除く)に異議を唱え、拒否した場合、かかる追加または異なる条件(サプライヤーによる追加の保証を除く)は拘束力を持たない、または適用されないものとします。本オファーは、サプライヤーが発注書を電子的に受諾するか、発注書を履行し、署名入りのコピーを買主に返送するか、商品の発送、サービスの実施、またはその他の方法を含む、サプライヤーがその他の商業的に合理的な受諾手段をとることによって承諾される場合があります。サプライヤーと買主がマスター・サプライ契約、マスター・プロフェッショナル・サービス契約、または同様のマスター契約の当事者でもある場合、そのようなマスター契約の規定が適用されるものとし、注文書は該当のマスター契約に従うものとします。
2. 配送と履行時間は、発注書の履行において極めて重要であり、これには、発注書に基づく適合商品の配送および適合サービスの実施が含まれますが、これらに限定されません。本発注書に定める引渡し日は、本発注書に別段の明示がない限り、買主の指定する施設における必要な引渡し日(サービスの場合は引渡し日および履行日)とします。買主は、商品またはサービスの全部または一部を拒否する権利、および/またはサプライヤーが商品の一部を適時に引き渡さなかった場合、または発注書に従ってサービスの一部を適時に履行しなかった場合、発注書の全部または一部を解約する権利を留保します。サプライヤーによる適合商品の配送が何らかの理由で必要な引き渡し日に間に合わない場合、サプライヤーは、当該遅延について買主に書面で通知するものとし、当該違反の結果として買主が発注書を解約しない限り、最も迅速な利用可能な輸送方法で適合商品を発送し、当該輸送方法から生じる追加費用はサプライヤーが負担するものとします。商品の初回出荷またはサービスの履行の受領は、買主が将来の商品の出荷またはサービスの履行を受け入れることを義務付けるものではありません。また、当該商品が注文書の規定に準拠していない場合、または潜在的な欠陥、明確な欠陥、その他の保証違反を理由とするものを含め、すでに受領した商品を返品する権利を奪うものではありません。発注書に基づく商品の配送は、配送業者への配送にかかるわらず、発注書で企図されたすべての商品が実際に買主によって受領され、受理されるまでは完了しないものとし、発注書に基づくサービスの実施は、発注書で企図されたすべてのサービスが完全に履行され、受領され、買主によって承認されるまで完了しないとみなされないものとします。買主の配送スケジュールに先立って受領した商品は、買主の選択により、サプライヤーの責任と費用負担で返品されるか、または、受領した後、発注書に定められた納期が過ぎるまで支払いが保留される場合があります。サプライヤーは、買主の配送スケジュールを満たすために、合理的に必要とされるよりも早く材料または製造数量を購入することや、必要とされるよりも材料または製造数量を多く購入することにより、配送を不当に予測してはなりません。



3. 梱包と配送。米国内の場所から出荷されるすべての商品の出荷条件は、F.O.B.(米国統一商法典のセクション2-319で定義および使用される用語)買主が指定した施設、または買主が指定したその他の場所です。米国以外の場所から出荷されるすべての商品の配送条件は、DDP(インコタームズ2020で定義および使用される用語)、買主が指定した施設、または買主が指定したその他の場所です。疑義を避けるために付言すると、サプライヤーは、該当する目的地への商品の配送費用を負担するものとし、買主がかかる配送費用の支払いを手配した場合、買主は、現在または将来の発注書に基づいてサプライヤーに支払うべき金額に対して、当該費用を相殺する権利を有するものとします。買主は、すべての出荷の経路を決定する権利を有するものとします。ただし、買主が特定の出荷経路を指定しない場合、サプライヤーは、(a)車扱であろうと小口扱いであろうと、貨物輸送が、最低料金の経路での輸送であること、および(b)配送が貨物便、速達、または小包郵便以外のトラックまたはその他の輸送手段で行われる場合、配送は保証され、配送料はサプライヤーが前払いすることを保証するものとします。各出荷に先立ち、サプライヤーは、買主が当該出荷の条件についてサプライヤーと協議できるようにする目的で、買主に連絡するものとします。出荷後直ちに、サプライヤーは、完全な出荷および経路情報を特定した書面による出荷通知を買主に提供するものとします。すべての商品は、適切に梱包され、発注書番号と買主が指定したその他の情報を記載し、発注書に定められた配送指示に従って出荷するものとします。また、競争力のある輸送コストを得るために運送業者の要件に従って出荷準備をするものとします。発注書に別途記載されていない限り、箱詰め、梱包、木箱詰め、運搬、輸送については、買主に料金を請求しないものとします。各貨物には、商品の注文番号、数量、および説明を示す梱包票が添付されるものとします。最後のコピーには「注文完了」と記載されている必要があります。当該梱包票が貨物に添付されない場合、買主の数量または重量が、最終的かつ決定的であるとします。買主は、注文数量を超える貨物を受け入れる義務を負わないものとし、過剰または前倒しで届いた貨物は、サプライヤーの責任と費用負担でサプライヤーに返送するか、買主が保管することができます。買主は、発注書で指定された購入価格で、サプライヤーからそのような超過または前倒しで届いた貨物を購入する権利を有するものとします。配送条件にかかわらず、適合商品が実際に買主によって受領、検査、テストされ、承認されるまで、商品が輸送中に紛失、破損、破壊、盗難、または遅延するすべての責任はサプライヤーが負うものとします。サプライヤーは、サプライヤーが出荷中に適切な保護を提供するための措置を講じなかったことに起因する損失または損害について、買主に対して責任を負うものとします。指定された経路からの逸脱、他の出荷指示の不遵守、または出荷書類への貨物の不適切な記載の結果として発生した追加の費用、料金、またはクレームは、サプライヤーが負担するものとします。すべての請求書、船荷証券、梱包材、ケース、出荷タグ、および同様の文書には、該当する配送先と発注書番号が記載されているものとします。送料と経費のすべての請求書の原本は、前払い出荷の請求書に添付する必要があります。発注書に基づいて明示的に免除されている遅延を除き、サプライヤーは、配送の遅延のために必要とされる航空便またはその他の迅速輸送のすべての費用および経費について単独で責任を負うものとします。
4. 検査。本取引条件に従って供給されるすべての商品および実施されるサービスは、買主およびその請負業者および代理人による検査およびテスト、および買主による承認または拒否の対象となるものとします。買主およびその承認された請負業者および代理人による商品および/またはサービスの検査およびテストは、商品の製造中または製造後、またはサービスに関しては履行中または履行後にかかわらず、配送、履行、支払いの条件に関係なく、また商品に関しては、その所有権が買主に移転していない状態で、いつでも、隨時、任意の場所で完了することができます。書面で別段の合意がない限り、また該当する場合、買主は、商品の引渡し後またはサービスの履行後、商品またはサービスが成果物に適合するかを確認し、したがって受理または拒否されるかどうかをサプライヤーに示すための合理的な期間を有するものとします。拒否された場合、サプライヤーは、買主の要求に応じて修正、変更、調整を行い、商品またはサービスを成果物およびその仕様に準拠させ、当事者間で書面による別段の合意がない限り、当該拒否から 10 历日以内に修正した商品またはサービスを再提出して承認を得るものとします。このような審査サイクルを2回実施しても、商品またはサービスが買主によって受理されない場合、買主は、その単独の裁量により、該当する発注書を直ちに解約し、当該商品またはサービスについて発注書に従って支払われた料金の全額払い戻しを受けることができます。検査前の商品またはサービスの支払いは、当該商品またはサービスの受領とはみなされません。買主による検査、テスト、その他の評価は、法律上、衡平法上、またはその他の方法で商品およびサービスに関するサプライヤーの保証、または本取引条件に基づく買主のその他の権利または救済措置に影響を与え、放棄し、または無効にするものではありません。マーケティング資料について、サプライヤーは、サービスの提供に関連してサプライヤーによって、またはサプライヤーに代わって作成されたすべてのマーケティングコンテンツ(以下「コンテンツ」)が、当該コンテンツが公開、放送、または上演される前に、レビューおよび承認のために買主に提出されることに同意するものとします。サプライヤーは、買主の要求に応じて、コンテンツにおけるすべての変更を行うものとします。サプライヤーは、特に、買主の商品およびサービスに関連または適用される州、連邦、または国際的な法定または規制要件(以下「規制ガイドライン」)に準拠するために、コンテンツを改訂または変更する必要がある場合があることを理解し、承認します。サプライヤーはさらに、コンテンツが適用されるすべてのマーケティング法および広告法に準拠していることを確認する責任を負うことに同意し、さらに、コンテンツにタレント(以下「タレント」)が使用された場合、



タレントは当該規制ガイドラインを遵守し、当該規制ガイドラインに抵触または違反する発言を行わないことに同意するものとします。買主が承認した後は、買主の書面による事前の同意なしに、サプライヤーまたはその他の当事者がコンテンツの全部または一部を変更、修正、追加、または削除することはできません。

5. 價格設定と支払い。商品およびサービスの全額固定購入価格(発注書に基づくサプライヤーのすべての義務の履行を含むがこれに限定されない)は、発注書に記載されています。発注書に価格が記載されていない場合、購入価格は、商品およびサービスに対してサプライヤーが買主に請求した最後の価格とします。サプライヤーは、発注書に記載された価格が、発注書の対象となる商品およびサービスに対してその時点で有効なサプライヤーの価格よりも高い場合、発注書を受諾する前に買主に書面で通知するものとします。注文書に基づいて支払われる購入価格は、注文書で別段の合意がない限り、90日以内に支払われるものとします。サプライヤーは、サービスの履行にかかるすべての費用および経費(すべての間接費および管理費、給与費用、旅費、およびシンジケートまたはその他の研究などの自己負担または内部支出を含むがこれらに限定されない)について責任を負います。買主は、特定の費用および経費をサプライヤーに払い戻すことができますが、ただし、その費用および経費が買主によって書面で事前に明確に承認されている場合に限ります(以下「事前承認経費」とする)。事前承認経費は、サプライヤーのマークアップなしの実際の費用で請求されるものとし、請求書の別の項目に特定され、事前に、または少なくとも発生から30暦日以内に払い戻しを請求する必要があります。事前承認経費はすべて、払い戻しを受けるための補足書類を添付する必要があります。上記を制限することなく、(a)サプライヤーは、該当する適合商品の配送後、または該当する適合サービスの実施後、30日以内に各請求書を発行するものとし(いずれの場合も、発注書に異なる請求スケジュールが定められていない限り)、および(b)商品に関しては、船荷証券または商品の引渡しのための同等の出荷書類の原本とコピー1部をサプライヤーの請求書に添付する必要があります。当該請求書の支払いは、(w)出荷された商品の不足、(x)サプライヤーが配送した不適合商品、(y)サービスの不履行、または(z)サプライヤーが実施した不適合サービスについて、買主による比例配分による減額の対象となるものとします。減額期間は、買主が適切な請求書を受領した日から計算されるものとします。サプライヤーによる発注書の違反があった場合、またはその期間中、買主は価格の支払いを保留することができます。発注書に異なる支払条件が定められていない限り、買主は、発注書に基づいてサプライヤーが提供するすべての商品の引渡しおよびすべてのサービスの履行後、商品およびサービスに対する異論のない正確な請求書を受領してから90日以内に、サプライヤーに購入価格(適用される割引または割引を差し引いた額)を支払うものとします。請求書は、非生産取引条件に別段の定めがない限り、以下の住所で買主に送付されるものとします。

Eメール: apelectronicinvoices@harley-davidson.com

米国郵便: Harley-Davidson Accounts Payable  
PO Box 493  
Milwaukee, WI 53201-0493

6. 税金。買主は、商品およびサービスの販売、購入、輸送、使用、履行、配送、または所持に関連して政府当局によって課されるあらゆる性質の連邦、州、地方および外国(すなわち、米国外)の税金、関税、通関手数料、査定費、およびその他の料金および手数料について責任を負わず、サプライヤーが支払うものとします。ただし、発注書の書面に明示的に記載されている税金を除きます。

7. 保証。

- a. サプライヤーは、発注書に従って納品されたすべての商品(および当該商品を構成する材料、部品、およびコンポーネント)が(i)発注書に別段の明示的な指定がない限り、新品であり、使用、再製造、再調整、再生、または劣化していないこと、(ii)設計、材料、および製造上の欠陥(潜在的またはその他)がないこと、そして発注書で参照されている、または買主から提供されたすべての仕様、指示、サンプル、図面、および品質と性能の基準に準拠し、(iii)すべての先取特権、担保権、および負債がなく、(iv)商品性があり、意図された目的に適しており、(v)消費者の使用に適切かつ安全であり、(vi)適用されるすべての法律、命令、規則、条例、規制に準拠しており、それらに従って動作することを証明、誓約、同意、表明、および保証します。サプライヤーがこれらの保証に違反した場合、サプライヤーは、費用自己負担および買主の選択により、不適合品を速やかに修理または交換するか、または当該不適合品に関して買主がサプライヤーに支払った全額を返金するものとします。サプライヤーは、修理または交換される、またはサプライヤーに返品される不適合商品の返品または保管に関連して買主またはサプライヤーが負担したすべての撤去、輸送、および保管の費用について単独で責任を負うものとします。買主がサプライヤーに不適合商品について通知した後、サプライヤーは、そのような不適合商品に関するすべての損失または損害のリスクを負担するものとします。
- b. サプライヤーは、発注書に従って提供されるすべてのサービスが、(i)発注書で参照されているすべての仕様および指示、または買主が提供した使用および指示に従っており、(ii)業界標準に従って、買主が合理的に満足するように、適切、専門的かつ有能な方法で実施し、(iii)サプライヤーの適切な資格、訓練、監督を受けた従業員を使用することを証明、誓約、同意、表明、および保証します。ただし、発注書が当該サービスの実施に関する特定の標準または基準を指定している場合、この保証はその履行基準を減少させないもの



とします。さらに、サプライヤーは、そのようなサービスを履行する方法と手段に関して完全な裁量と制御を保持するものとします。サプライヤーは、常に独立した請負業者であり続けるものとします。サプライヤーがこれらの保証のいずれかに違反した場合、サプライヤーは、最低でも費用自己負担で、買主の選択により、速やかに(y)買主の満足のいく形で不適合サービスを再度実施するか、(z)該当の不適合サービスに支払われた額を全額返金します。サプライヤーは、サービスの提供中に、第三者の書面による明示的な同意なしに、第三者の素材を使用しないものとします。サプライヤーが本第7条に従って買主に何らかの金額を払い戻す義務があり、買主からサプライヤーへの通知から30日以内に払い戻しを受け取らなかった場合、サプライヤーは、買主からサプライヤーに支払うべき金額から当該払い戻し額を相殺する権利を付与します。

- c. サプライヤーは、(i)商品およびサービス(組み込まれまたは使用されるソフトウェア、ファームウェア、または機器を含むがこれらに限定されない)、またはその購入または使用が、米国またはその他の場所における特許、著作権、商標、サービスマーク、企業秘密、トレードドレス、またはその他の所有権をいかなる形でも侵害、不正流用、またはその他の違反、または侵害、不正流用、その他の違反に寄与せず、サプライヤー、その従業員、代理人、関連会社、または請負業者に対して、そのような侵害、不正流用、またはその他の違反、または侵害、不正流用、またはその他の違反への寄与を主張する請求、訴訟、または訴えが係属中または提起される恐れがないこと、(ii) サプライヤーは、発注書で付与されたすべての権利を付与する完全な権限と権限を有していること、(iii)当該権利に対するすべてのロイヤリティ、手数料および費用は、発注書の表面に記載されており、発注書の表面に別段の明示的な記載がある場合を除き、当該権利について、いかなるロイヤリティ、手数料またはその他の費用もサプライヤーまたは第三者に支払われないものとすることを証明、誓約、同意、表明および保証します。
- d. サプライヤーのすべての認証、誓約、契約、表明、および保証、およびそのサービスの保証書および保証(存在する場合)は、買主および買主の関連会社および顧客に適用されるものとします。サプライヤーが提供したデザインに対する買主の承認は、本第7条またはその他発注書に基づくサプライヤーの義務を免除するものではありません。発注書に基づいて提供される商品およびサービスは、買主およびその関連会社が品質および効率性について実質的かつ価値ある評判を築いている買主およびその関連会社の製品およびサービスの製造および販売における使用、または製造および販売に関連して使用することを目的としています。その結果、サプライヤーが不適合商品または不適合サービスを提供した場合、買主およびその関連会社に特別な損害を与える恐れがあります。本取引条件に基づく買主およびその関連会社のすべての権利および救済措置は、法律、衡平法、またはその他の方法で提供されるその他の権利または救済に追加されるものとします。
8. 变更 買主は、(a)図面、設計、または仕様、(b)出荷または梱包方法、(c)数量、(d)配送スケジュール、(e)配送場所、および(f)サービスの提供に関する指示のいずれか1つ以上を含むがこれらに限定されない、発注書の一般的な範囲内にいつでも書面または電子的な通知により変更を加えることができます。かかる変更により、発注書の履行に要する費用または所要時間が増減する場合は、サプライヤーまたは買主は、価格および/または配送スケジュールを合理的かつ公平に調整する権利を有するものとします。ただし、いかなる状況においても、買主は、サプライヤーがリリースされた数量を超えて購入した材料またはコンポーネント、または発注書に定められた条件に従って商品およびサービスを提供するために必要なリードタイムに先立って部品を製造したことについて責任を負わないものとします。本項に基づく調整に対する権利を証明する責任は、調整を要求する当事者が負担するものとします。本項に基づくサプライヤーによる調整の請求は、買主が変更の書面または電子通知を送付してから30日以内に行わなければならず、それ以外の場合は権利を放棄したものとみなされるものとします。価格の引き上げまたは配送スケジュールの延長は、買主側の権限のある役員が発行および署名した変更注文によって証明されない限り、買主を拘束しないものとします。
9. 買主の資産。買主は、買主が所有する構成部品、消耗品、機械、工具、金型、治具、固定具、パターン、機器、原材料、および/またはその他の資産(総称して「買主の資産」)を隨時サプライヤーに引き渡したり、引き渡せたりすることができます。さらに、サプライヤーが発注書の履行に関連して機械、工具、金型、治具、固定具、パターン、または関連機器を製造、購入、またはその他の方法で取得し、そのようなアイテムの使用に対して買主に請求する場合(工具サービス料を含むがこれに限定されない)、そのような機械、工具、金型、治具、固定具、パターン、および関連機器も買主の資産であり、今後も買主の資産であり続け、買主が単独で所有するものとします。サプライヤーは、発注書に基づく商品およびサービスの提供に関連して、または買主が書面で隨時要求できるその他の方法でのみ、買主の資産を使用するものとします。サプライヤーは、常に買主の資産を出荷先の安全な屋根付きの施錠可能な施設のエリアまたは買主が書面で承認したその他の場所(「指定施設」)で保管するものとします。また、これによる買主への追加費用はないものとします。このような安全で屋根のある施錠された指定施設内のエリアは、「ハーレーダビッドソンの所有物」と明確に表示され、サプライヤーまたはその他の顧客の部品、消耗品、機械、工具、金型、治具、固定具、パターン、機器、原材料およびその他の資産から明確に分離されるものとします。サプライヤーは、サプライヤーが発注書で承認されたとおりに買主の資産を使用することを許可するために、買主の資産にアクセスする明確な必要性があるサプライヤーの従業員を除き、サプライヤーの従業員またはその他の個人または団体に買主の資産へのアクセスを許可しないものとします。サプ



イヤーは、買主の事前の書面による同意なしに、買主の資産にいかなる変更、修正、または修正も行わないものとします。これは、買主の単独の裁量で保留される場合があります。サプライヤーは、買主が要求するマーキングを買主の資産に作成、貼り付け、保管するものとします。また、この要求は買主が隨時行えるものとします。サプライヤーは、サプライヤーが自身の貴重な財産を保護し、管理をするのと同じ方法、または買主が書面で合理的に指定したその他の方法で、買主の資産を保護し、管理をするものとします。買主の資産に対する法的所有権および実益所有権は、常に買主のみに帰属するものとします。いかなる場合も、サプライヤーは、買主とサプライヤーとの間で買主の資産に対する所有権、担保権、またはその他の執行可能な権利を有しません。発注書も、買主の資産のサプライヤーへの引き渡しも、米国統一商法典の意味における「委託」または「担保契約」を構成するものではなく、また「担保権」を創出するものではありません。サプライヤーは、買主が買主の資産に対する買主の所有権を保護するために、買主が融資契約書およびその他の文書を提出することを承認します。サプライヤーは、文書に署名し、通知を送付し、買主の資産が買主の資産として明確に識別され、サプライヤーが所有する他の資産と区別されるシステムを維持し、買主が買主の資産に対する所有権を保護するために合理的に要求できるその他の措置を講じるものとします。サプライヤーは、買主または買主が書面で指定したその他の個人または団体以外の個人または団体に買主の資産に対するいかなる利益を譲渡したり、その他の方法で所有権を引き渡したりしてはなりません。いつでも、また隨時、買主の要求に応じて、サプライヤーは、買主の資産の全部または特定の部分を、買主または買主が書面で指定したその他の人物または団体に、いかなる場合も買主が提供する出荷指示に従って返還するものとします。サプライヤーは、機械、工具、金型、治具、固定具、バーテン、または関連機器を構成する買主の資産の場合の通常の損耗を除き、買主の資産が発注書に従って買主に提供された商品に組み込まれているか、またはそのような商品の通常の生産で消費される場合を除き、買主の資産をサプライヤーが受領したときの状態で返還するものとします。買主の資産に関するサプライヤーの責任は、受託者の責任とし、サプライヤーは、買主の資産の所有権が買主または買主が書面で指定したその他の個人または団体に買主の資産が引き渡される前に発生する買主の資産の損失または損害について、買主の被補償当事者(以下に定義)を補償し、弁護し、免責するものとします。サプライヤーは、サプライヤーが所有または管理下にあるすべての買主の資産を対象とする交換費用の損害保険を維持するものとし、買主の書面による要求に応じて、買主を追加の被保険者および/または損失の受取人として指名し、それを表す保険証書を買主に提供するものとします。通常の営業時間内であればいつでも、サプライヤーは、買主が指定施設に立ち入って検査を行い、発注書に基づく買主の義務に従い、買主の資産の一部または全部を撤去することを許可するものとします。買主が合理的に要求する限りにおいて、サプライヤーは、サプライヤーの所有または管理下にある買主の資産に関する報告書および明細書を買主に追加費用なしで提供するものとします。このような報告書および明細書には、買主が合理的に要求する詳細が含まれ、買主が合理的に要求する時期および期間に提供されます。

## 10. 補償。

- a. サプライヤーは、(i)本発注書においてサプライヤーが行った表明、保証または契約の実際のまたは申し立てられた違反(本発注書の第7条および第12条を含むがこれらに限定されない)、(ii)本発注書に基づいて買主に提供した商品またはサービスの実際または申し立てられた欠陥または不足、(iii)本発注書に基づいて提供した商品またはサービス、または、その販売または使用、または、本成果物の運用、所有、使用、または、本取引条件に基づいてサプライヤーから買主にライセンスされた知的財産権(以下に用語を定義)の受領または使用が第三者の知的財産権を侵害または不正利用した(「知的財産権侵害」)という実際または申し立てられた主張、(iv)(x)サプライヤー、その従業員、代理人、サプライヤーまたは請負業者の所有または管理下にある商品、または、発注書に基づいて買主に提供される商品、(y)サプライヤー、その従業員、代理人、サプライヤーまたは請負業者によって提供されるサービス、(z)サプライヤー、その従業員、代理人、供給者または請負業者の過失行為、不作為または故意の不正行為から生じる人物の実際または申し立てられた傷害または死亡、または、実際または申し立てられた資産の損傷または損失の結果として買主およびその関連会社、および買主およびその関連会社の取締役、役員、従業員、代理人、保険会社、顧客、後継者、および譲受人(総称して「買主被補償当事者」)が被るまたは負う可能性のあるあらゆる請求、要求、訴訟、損失、責任、損害、費用および支出(弁護士費用および訴訟費用を含むがこれに限定されない)から補償し、弁護し、免責するものとします。
- b. さらに、知的財産権の侵害が発生した場合、サプライヤーは、費用自己負担および買主の選択により、次のいずれかを行うものとします：(i)買主、その関連会社、および顧客が影響を受けた商品またはサービスを引き続き使用する権利を取得する。(ii)影響を受ける商品またはサービスに対して、買主の合理的な見積もりにおける機能または価値の大幅な減少を招くことなく、侵害がなくなるように、そのような変更、修正、または調整を行うこと。(iii)影響を受ける商品またはサービスを、買主が負担をかけずに侵害していない代替品と交換する(ただし、代替品が買主の合理的な見積もりの機能または価値の大幅な減少を伴わないことを条件とする)。上記のいずれも商業的に合理的でない場合、買主は侵害にあたる商品またはサービスを返品することができ、サプライヤーは、そのような返品から30日以内に、そのような商品またはサービス、お



よりそれに依存する商品またはサービスについて、本契約に基づいて買主が行ったすべての支払いの合計を速やかに返金するものとします。

- C. サプライヤーは、買主の被補償者の書面による事前の同意なしに、買主の被補償者に損害を与える請求を解決することはできません。買主被保証者は、自らが選んだ弁護士とともに、費用自己負担で、第三者が買主被保証者に対して提起した訴訟に参加することができます。サプライヤーが、買主被補償者からクレームの書面による通知を受け取ってから15暦日以内に、上記の請求に対する弁護を書面で受諾し、当該クレームに対するすべての責任を負わない場合、買主被補償者は、買主被補償者が独自の裁量で適切と判断する方法で、請求に対して防御、交渉、和解、またはその他の方法で対処する権利を有し、買主被補償者は、本取引条件に基づいてサプライヤーから補償を受ける権利を有するものとします。
11. 保険。発注書の日付から始まり、すべての商品の引渡しおよびすべてのサービスの履行から3年後に満了する期間、サプライヤーは、その単独の費用と負担で、買主の資産を保険でカバーするため、および/または、発注書に基づくサプライヤーの補償およびその他の保険義務の不履行から買主を保護するために、買主が隨時合理的に要求する、該当する金額、該当するポリシー形式、該当する条件、該当する期間、該当する会社によって作成された保険の補償範囲および補償レベルを取得し、維持するものとします。これには少なくとも、以下に定める保険補償範囲が含まれ、最低限度額は以下に定めるとおりです。

企業総合賠償および製造物賠償:

人身傷害および/または物的損害: 1回につき1,000,000米ドル

一般的なポリシー総計補填額: 2,000,000米ドル

製品/完了したオペレーションの総計補填額: 2,000,000米ドル

超過賠償および/または包括賠償: 1回あたり5,000,000米ドル/総額5,000,000米ドル

また、サプライヤーは、作業が行われる州またはその他の管轄区域の法定要件を下回らない金額の労働者災害補償保険を、当該保険が当該区域で選択的である場合も、費用自己負担で維持するものとします。企業総合賠償保険、製造物賠償保険、超過賠償保険/包括賠償保険には、米国を含むすべての地域および国において、全世界で認められている、または保険金の支払いが世界的に制限されていない補償範囲が含まれるものとします。いずれの場合も、サプライヤーが維持することが義務付けられているすべての保険契約は、買主に対する保険会社の代位権の放棄を規定するものとします。すべての保険契約には、買主を追加の指名被保険者として含めるものとし、キャンセルまたは変更を少なくとも30日前に買主に書面により通知することを規定するものとします。これらの保険は、買主が加入する他の保険と連動しない第一次保険契約でなければなりません。ここで要求される保険は、買主が別途に特に合意しない限り、免責金額または自己保険の留保を適用せずに、最初のドルベースで適用されるものとします。買主の書面による事前の同意により、サプライヤーは、本取引条件で要求される保険契約または限度額の全部または一部を自己保険することができます。ただし、サプライヤーが自己保険できるのは、サプライヤーが毎年、サプライヤーの会計年度終了後90日以内に、全国的に認められた会計事務所によって監査され、一般に公正妥当と認められた会計原則に従って作成され、一貫して適用され、少なくとも100,000,000米ドルの有形純資産を示すサプライヤーの年次財務諸表を買主に提供する場合のみです。買主は、サプライヤーが必要な財務諸表を期限内に提出しなかった場合、その同意を取り消すことができます。サプライヤーは、自己保険の留保金を満たす責任があり、サプライヤーの自己保険の留保金に対する買主の承認は、サプライヤーが控除対象または自己保険の留保金を支払う義務を免除するものではなく、買主は、そのような自己保険部分が格付け保険会社によって完全に保険をかけられていた場合と同等の保険保護を受けるものとします(H-Dが合理的に受け入れ可能な弁護士による、法的防御の保護および格付け保険会社がそのような請求を支払ったのと同じ期間内の請求の支払いを含むがこれに限定されない、)。本取引条件に規定されている代位権の放棄は、自己保険によるあらゆるリスクに適用されるものとし、そのような自己保険は「その他の保険」と見なされるものとします。サプライヤーが、格付け保険会社が保険契約に対して支払う必要があるのと同じ方法で自己保険の留保金を満たさなかつた場合は、重大な違反を構成するものとします。買主に追加の被保険者補償を提供する保険約款または追加被保険者特約には、買主とその関連会社が追加被保険者として、保険契約に基づく自己保険留保金を支払う権利を有することが明示的に規定されるものとします。したがって、以下に示すような文言は明示的に禁止されています。「追加の被保険者や保険会社を含むがこれに限定されない他者による支払いは、自己保険の保持を満たすものではありません。当社の責任の前提条件としての自己保険の留保の充足は、[指定被保険者]による支払い不能または倒産に関係なく適用されます。」サプライヤーは、自己保険の留保を満たすために買主が支払ったすべての金額について全責任を負うものとし、買主は、サプライヤーに支払うべき金額から当該金額を直ちに差し引く権利を有するものとします。買主の要求に応じて、サプライヤーは、サプライヤーの本条の遵守に関して買主が満足する保険またはその他の証拠の証明書を、いつでも、隨時、買主に提供するものとします。サプライヤーが本条を遵守した場合でも、サプライヤーは、発注書に基づくサプライヤーの義務または責任から免除されたり、いかなる方法でも制限されたりしないものとします。



12. 機密性。サプライヤーは、発注書の履行前または履行中に、サプライヤーが、エンジニアリングデータ、技術データ、顧客情報、価格情報、機器、ツール、ゲージ、パターン、プロトタイプ、デザイン、および/または図面を含むがこれらに限定されない買主の専有資産、またはその他のコンポーネント、デザイン、データで構成される買主の専有資産(「買主専有情報、ツールおよびデザイン」とする)にアクセスしたり、その他方法で取得、入手、または開発したりする場合があることを承認します。サプライヤーは、(a)買主専有情報、ツールおよびデザインを、発注書に基づく義務の履行以外の目的で使用しないこと、または、(b) サプライヤーが本発注書に基づく義務を履行できるようにするために当該買主専有情報、ツールおよびデザインにアクセスする明確な必要性を持つ従業員または代理人以外に買主専有情報、ツールおよびデザインを開示または提供しないこととします。本第12条に基づくサプライヤーの義務は、発注書の完了または早期の終了後も継続し、また、サプライヤーの従業員、役員、取締役、代理人、アドバイザー、および関連会社を拘束力を持ちます。発注書の満了または終了時、または買主の要求があった場合はそれよりも以前に、サプライヤーは、買主専有情報、ツールおよびデザイン(そのすべてのコピーを含む)を買主に返却するか、または買主が書面で指示または承認したその他の処分を行うものとします。サプライヤーは、買主の書面による事前の承認なしに、発注書またはサプライヤーと買主との関係に起因または関連するプレスリリース、出版物、ソーシャルメディアまたはインターネット投稿、広告、またはその他の種類の発表を行わないものとします。さらに、サプライヤーは、買主の書面による事前の同意なしに、出版物、ソーシャルメディアまたはインターネットの投稿、放送、ウェブサイト、広告、プロモーション、その他の公的または私的な文書、またはその他の種類の発表において、買主マーク(以下に定義)または識別可能な説明を使用してはなりません。
13. 図面およびその他の情報。買主は、サプライヤーへの追加の報酬を支払うことなく、商品の取り付け、操作、保守、修理、および/または、サービスの実行、および/または商品または/およびサービスのための修理パーツまたは交換用パーツの製造を依頼するために、発注書に従ってサプライヤーから提供されたすべての設計作業、図面(専有図面を含むがこれに限定されない)、計画、およびその他の情報を、合理的に必要な範囲で自由に使用できるものとします。発注書に規定されたその他の要件に加えて、サプライヤーは、商品およびサービスの設計に対するすべての改善、および商品およびサービスに組み込まれた、または商品の一部として提供されるソフトウェアを、引き続き無償で買主に提供するものとします。発注書に基づくサプライヤーの責任の履行に関連して必要な設計作業、図面(専有図面を含むがこれに限定されない)、計画、情報、およびその他のタスクに対するサプライヤーの報酬は、発注書に記載された価格に含まれています。
14. 知的財産。
- 本発注書の目的上:
    - 「知的財産権」または「知的財産」とは、文脈に応じて、登録されているか否かを問わず、あらゆる特許、著作権、企業秘密、特許出願、実用新案、工業デザイン、ノウハウ、所有権、商標、およびその他の知的財産権を意味し、「商標」とは、関連するすべての営業権を含む商標、サービスマーク、商号、トレードドレス、ロゴ、またはスローガンを意味し、そして
    - 「成果物」とは、商品、サービス、または発注書(コンテンツを含む)の結果として、またはそれに関連して、サプライヤーが買主のために作成、考案、開発、提供する予定である、または提供するアイテムまたはその他の物、およびそれらに含まれるすべての関連する知的財産を意味しますが、サプライヤーの知的財産は含まれません
  - すべての成果物は、買主の唯一かつ独占的な資産であり、今後もそうであり続けます。すべての成果物は「職務著作物」であり、買主はその著作者および著作権所有者とみなされます。本発注書に基づき、本取引条件を通じて、買主はすべての本成果物を注文またはその他の方法で委託したものとみなされます。本成果物が「職務著作物」とみなされない場合において、サプライヤーは、法令で保護されているかどうかにかかわらず、本発注書に基づくサプライヤーの義務の履行において、サプライヤーまたはその請負業者が考案、作成、作成、開発、または取得したすべての当該成果物に対するすべての権利、所有権、および利益を買主に譲渡し、譲渡することに同意するものとします。買主は、すべての成果物のすべての知的財産権を単独で所有するものとします。サプライヤーは、買主が合理的に適切と判断する成果物の一部またはコンポーネントについて特許、著作権、商標、またはその他の保護を取得するために合理的に必要な申請および/または譲渡の申請および実行において、買主に協力し、支援するものとします。サプライヤーは、すべての成果物を買主専有情報、ツールおよびデザインとして扱います。買主による本成果物およびそれに含まれる知的財産権の所有権、または本第14条(b)に定める権利の譲渡は、第14条(d)に定めるライセンスおよび本発注書に明示的に規定されるライセンスを超えて、サプライヤーの知的財産(以下に定義)に対するいかなる権利も買主に付与するものではありません。
  - 「サプライヤーの知的財産」とは、サプライヤーに帰属する知的財産権で、(i)発注書が発行される日より前に存在し、サプライヤーと買主またはその関連会社との間の契約または発注書の範囲外でサプライヤーが開発または取得したもの、または(ii)発注書が発行された日以降にサプライヤーがサプライヤーと買主とその



関連会社間の発注書またはその他の契約の範囲外で開発したものを意味します。すべてのサプライヤーの知的財産は、サプライヤーの唯一かつ排他的な財産であり、今後もそうであり続けます。買主のすべての知的財産は、買主の唯一かつ排他的な財産であり、サプライヤーはそれに対する権利、所有権、または利益を持たないものとします。

- d. サプライヤーは、買主およびその関連会社に対し、買主に提供された、または成果物、商品またはサービスに組み込まれており、買主または関連会社が成果物、商品、サービスの権利を行使し、使用するために必要なサプライヤーの知的財産を作成、作成依頼、使用、販売、複製、配布、変更、展示、アクセス、輸出、輸入、およびサプライセンスする、永続的、取消不能、世界的、非独占的、ロイヤリティフリー、全額支払い済みの権利およびライセンスを付与します。
- e. サプライヤーからの成果物または商品およびサービスのいずれかに、組み込まれているソフトウェア、共に使用するソフトウェア、または、関連するソフトウェア(以下「ソフトウェア」とする)場合、以下が適用されるものとします。
  1. ソフトウェアがサプライヤーの知的財産でない限り、買主はソフトウェアに対するすべての権利、所有権、および利益を所有するものとします。サプライヤーは、本取引条件により、すべてのソフトウェアに対するすべての権利、所有権、および利益を買主に譲渡するもの、譲渡することに同意するものとします。サプライヤーがソフトウェアを買主に譲渡できない場合、サプライヤーは、本取引条件により、買主およびその関連会社に対して、本ソフトウェアを彼らの事業活動に使用するための永続的、取消不能、世界的、非独占的、ロイヤリティフリー、全額支払い済みの権利およびライセンスを付与し、必要なすべての第三者すべてにも付与させるものとします。本条において、「使用」とは、テスト、開発、生産、アーカイブ、緊急時の再起動、災害復旧などの目的で、本ソフトウェアをコピー、インストール、アクセス、実行、運用、配布、変更(二次的著作物を作成する権利を含む)、サプライセンス、アーカイブ、および実行を意味します。
  2. 発注書に記載されている他の保証に加えて、サプライヤーはさらに、(i)ソフトウェアには、買主またはその関連会社または顧客の機器、デバイス、ソフトウェア、またはデータの全部または一部を破壊、修正、変更、または改変、または破壊、変更、または改変を引き起こす可能性のあるウイルスまたは同様のコードが含まれていないこと；(ii)本ソフトウェアは、(a)買主への納品日から6か月(または発注書に規定されている期間)のいずれか長い方の期間、または(b)買主がサプライヤーからソフトウェアのサポートおよび/またはメンテナンスを購入する期間、サプライヤーの一般に入手可能なドキュメントに実質的に準拠していること；(iii) 本ソフトウェアが第三者の知的財産を侵害、悪用、または他の方法で侵害していないこと。(iv) サプライヤーは、本ソフトウェアに対する権利およびライセンスを付与するために必要なすべての権利およびライセンスを有し、必要なすべての第三者のライセンスを遵守していること；(v) 買主またはその関連会社による本ソフトウェアの使用が、買主またはその関連会社の成果物または知的財産権を侵害せず、また、買主またはその関連会社が、オープンソースライセンスなどに基づいて、本ソフトウェアの基礎となるソースコード形式を第三者に提供することを要求するものではないことを証明、同意、誓約、表明、および保証するものとします。
- 15. 買主のマーク。「買主のマーク」とは、Harley-Davidson Motor Company, Inc.(以下「HDMC」)によって買主またはその関連会社またはその承認代理店または請負業者にライセンス供与されたすべての商標、サービスマーク、商号、トレードドレス、ロゴ、およびスローガンを意味します。これには、HARLEY-DAVIDSON、HARLEY、HD、H-D、H.O.G.マークが含まれますが、これらに限定されません。すべての買主のマークはHDMCの独占的財産であり、該当する場合は買主にライセンスが付与されます。本成果物で既にカバーされていない場合、本発注書に基づいてサプライヤーが開発または作成したすべてのロゴ、スローガン、商標、サービスマーク、デザインまたはグラフィックは、買主のマークとみなされるものとします。サプライヤーは、HDMCが全世界のすべてのバイヤーマークおよびそれに関連するすべての営業権および権利の単独かつ排他的な所有権を保持することを認め、これに同意するものとします。サプライヤーは、この所有権と矛盾する行為を一切行わないこと、およびサプライヤーによる買主のマークの使用はHDMCの利益のために効力を生じることに同意するものとします。サプライヤーは、買主の書面による事前の同意なしに、いかなる方法でも買主のマークを使用してはなりません。サプライヤーによる買主のマークの使用許可は、買主がサプライヤーに提供する最新の書面による使用ガイドラインを厳守して行われるものとします。サプライヤーは、買主のマークの使用提案を買主に提出し、各事例で買主の事前の書面による承認を得るものとします。サプライヤーは、発注書のいかなる条項も、買主が書面で承認し、本条に従って買主のマークを使用する権利を除き、買主のマークに対する権利、所有権、または利益をサプライヤーに付与するものではないことに同意します。
- 16. 法令の遵守。サプライヤーは、サプライヤーが行うすべての作業、および発注書に従って買主に引き渡されたすべての商品およびサービスが、適用されるすべての連邦、国、州、地方、および地域の法律、法律、命令、規則、規約、条例、規制(データ保護法およびプライバシー法、国境を超えたデータフローに適応される法律が含



まれますが、それに限定されない)に従って、実施、提供、製造、生産、梱包、ラベル付け、出荷、配送、請求、販売、および必要に応じて登録されることを表明、保証、証明、誓約、および同意します。 サプライヤー、その従業員、代理人、および請負業者は、サプライヤーが本発注書に基づく義務を履行するために必要なすべての保証金、ライセンス、許可、および承認を、該当するすべての管理機関から取得し、維持するものとします。サプライヤーは、買主の単独の裁量により、サプライヤーが事業を展開する業界のすべての基準を満たす、許容可能な汚染防止および廃棄物最小化計画を実施し、維持することに同意するものとします。この計画は、買主が購入した商品の配送および梱包材料についても触れ、買主が満足する環境持続可能性の規定を含めるものとします。前述の内容を制限することなく、サプライヤーは、商品およびサービスに適用される可能性のある特定の法律、命令、規則、条例、および規制の要件に応じて買主が取ると決定する措置に関して、買主が隨時要求する協力を(該当する場合で)遵守し、保証し、証明し、誓約し、同意するものとします。

17. 公正な取引。上記の第16条を制限することなく、サプライヤーは、発注書の履行中および履行に関連して、改正されたすべての適用法、規制、コード、規則、条例、命令、および基準を遵守するものとし、その従業員、承認された代理人、サプライヤー、および請負業者のそれぞれに遵守させるものとします(サプライヤーの承認された代理人、サプライヤー、および請負業者の場合、発注書の履行に関連するサプライヤーに対する義務の履行中および履行に関連して)。前述の文的一般性を制限することなく、サプライヤーは、発注書の対象となる商品が製造、保管されるまたはサービスが履行される施設の運用および使用に適用されるすべての環境、健康、安全、および労働に関する法律、規制、コード、命令、および基準に準拠し、承認された代理人、サプライヤー、および請負業者のそれぞれに留まるものとします。 発注書に基づくその他の義務に加えて、サプライヤーは(a) 倫理的かつ公正な方法で事業を遂行し、(b) その従業員にとって安全で健康的な環境であるよう施設を維持し、(c) 一般的な業界標準に準拠した賃金および福利厚生を提供し、(d) 直接的または間接的に、現地の労働時間制限を超えず、(e) 直接的または間接的に、児童労働(すなわち、16歳または就学義務年齢未満の労働者)を使用せず、または児童労働を使用する個人または団体から材料を購入せず、(f) 直接的または間接的に、刑務所またはその他の強制労働を使用せず、または刑務所またはその他の強制労働を使用する個人または団体から材料を購入せず、(g) 直接的または間接的に、人種、肌の色、出身国、性別、性自認または性表現、宗教、障害、年齢、性的指向、または該当する任務を遂行する個人の能力または遂行能力に関係のない類似の要素に基づいて差別せず、(h) 承認された代理人、供給業者、および請負業者に、(a)から(g)に規定された規定を遵守させることとします。
18. 贈収賄および腐敗・汚職の防止。

- a. サプライヤーは、買主が英國贈収賄防止法、米国海外腐敗行為防止法、および準拠法に従って適用される贈収賄防止法を含むがこれに限定されずに、特定の汚職防止法および規制の対象であることを認め、理解するものとします。これらの腐敗・汚職防止の義務は、この契約関係、サプライヤー、その各従業員、代理人、供給業者、請負業者にも適用されます。したがって、サプライヤーは、直接的または間接的な手段によるかを問わず、政府関係者(「政府関係者」には、政府機関、政府が所有または管理する事業体、公的国際組織の従業員または職員、政治職の候補者を含むが、これらに限定されない)または政府関係者の親族に対して、該当する政府関係者がその公的立場において次のことを行う決定に影響を与えるために金銭の支払いまたは何らかの価値のあるものを申し出たり、約束したり、支払ったり、または承認したりしていないこと、またはそのような支払いを促進するための行動をとっていないこと、および今後もしないことに同意するものとします。(a) 政府関係者が合法的な義務に違反する行為を行う、または行わないよう誘導すること。(b) 政府関係者が外国政府または機関に対する影響力をを利用して、そのような政府または機関の行為または決定に影響を与える、またはその他の不正な利益を得るよう誘導すること。両当事者の意図するところにより、公務員または私人への賄賂、リベートの受諾または強要による黙従、その他の違法または不正な手段によるビジネスの獲得を目的とした、またはそのような効果を有する支払いおよび価値の移転は一切行われるものとします。
- b. サプライヤーは、サプライヤーまたは本取引条件によって確立された契約関係において、政府関係者が所有権または管理職に就いていないことを規定します。政府関係者による所有または管理が行われている場合、サプライヤーは政府関係者がFCPAに基づいて外国政府高官としての資格を得ることができることを認めますものとします。サプライヤーは、政府関係者/外国政府関係者としての政府関係者の地位および/または職務を不当に利用して、買主がサプライヤーとの取引決定に影響を与えておらず、サプライヤーは今後も政府関係者/外国政府関係者として政府関係者の地位および/または職務を不適切に利用し、今後の取引決定、その維持、進める指示の決定に影響を与えないものとします。
- c. 買主が本契約に含まれる贈収賄および腐敗・汚職防止の要件を対象とする表明に違反した、または贈収賄に関連する違反が発生した、または発生するところであると信じるに足る合理的な理由がある場合、本取引条件にこれと異なる規定があっても、買主は、サプライヤーが本取引条件の条項を遵守しており、贈収賄関連法の違反がないことの十分な確認を得るまで、本発注書に基づくさらなる支払いを保留するか、買主が合理的に必要だと判断する措置をとることがあります。サプライヤーは、買主が合理的に必要と見なした場合、



サプライヤーの帳簿および記録を検査することを買主に許可するとともに、腐敗行為防止に関して適用される法令の順守確認において買主を援助し、協力することに同意するものとします。

19. 設備運用ルール。サプライヤーの従業員、承認された代理人、供給業者、または請負業者が、発注書に基づくサプライヤーの義務を履行するために買主の施設に立ち入る必要がある場合、サプライヤーは、買主が当該施設で有効または今後施行する可能性のある労働者、安全、カメラの使用、セキュリティおよび機密保持の手続きまたは要件、指定された入り口、労働時間、および機器または材料の取り扱いに関する規則に関連するがこれに限定されない適用規則を、当該従業員、代理人、供給業者、または請負業者に遵守させるものとします。
20. 不可抗力。いずれの当事者も、不可抗力事象により当該義務の履行が違法もしくは不可能となる場合、または買主のみの場合に限り、不可抗力事象が買主が本発注書から期待される利益を完全に得るために買主の能力に重大な悪影響を及ぼす場合、その範囲および限りにおいて、本発注書に基づく義務の履行不履行とはみなされないものとします。「不可抗力事象」とは、天災、戦争、暴動、火災、爆発、洪水、テロ行為、破壊活動、伝染病、パンデミック、公衆衛生上の緊急事態、輸送、旅行、集会に関する政府の制限、または政府の法律、規則、規制、命令、行動の遵守(ただし、労働問題に関連するストライキ、ストローダウン、その他の業務停止は明確に除外し、いずれも発注書に基づく遅延または不履行を免除するものではなく、不可抗力事象を構成するものではないとする)を含むがこれに限定されない当事者の合理的な制御が及ばない事象で、影響を受ける当事者の過失によるものではなく、影響を受ける当事者が細心の注意を払っても回避することが合理的に期待できなかった事象を意味します。そのような不可抗力事象が発生した場合、影響を受ける当事者は、相手方当事者に書面で通知するものとし(当該通知は、可能な限り迅速に、いかなる場合もそのような事象の発生後2日以内に提供すること)、遅延の長さの最善の見積もりを通知に記載し、影響を受ける当事者は、合理的に実行可能な範囲で、不可抗力事象を克服し、できるだけ早く完全な履行を再開するために、商業的に合理的なあらゆる努力を払うものとします。相手方は、不可抗力事象により免除された履行に対応する履行を一時停止することができます。そのような免除された遅延が発生した場合、履行時間は、不可抗力事象によって失われた時間と同じ期間延長されるものとします。ただし、不可抗力事象により、30日を超えて、発注書に基づくいずれかの当事者の義務の履行が妨げられたり遅延したりした場合、または買主が注文書の期待される利益を完全に得る能力に重大な悪影響を及ぼす場合、買主は、自らの選択により、サプライヤーに与えられた書面による解除通知書で指定された日付でサプライヤーに対する責任を負うことなく、発注書を解約することができるものとします。
21. データセキュリティ。サプライヤーが個人情報(以下に定義)に関連する買主データ(以下に定義)を処理する場合、サプライヤーは買主のデータ処理および転送契約に拘束されることに同意し、そのコピーはサプライヤーの要求に応じて提供されるものとします。商品およびサービスの提供により、サプライヤーが個人情報を含むがこれに限定されない買主データの受信、保存、送信、または管理、またはその他の方法で買主のシステムにアクセスする必要がある場合、サプライヤーは買主のデータの適切な保護と取り扱いを確保するものとします。
- a. サプライヤーは、本発注書に基づいた商品およびサービスの提供中および提供後、常に次のことを表明し、保証します。
1. サプライヤーが費用自己負担で、適用されるすべてのプライバシーおよびセキュリティ要件(以下に定義)を遵守すること。サプライヤー自らが、発注書の履行および買主のデータの保有に適用されるプライバシーおよびセキュリティ要件に基づく義務を特定し、理解し、遵守する責任を有することを認めること。
  2. サプライヤーが買主のデータを使用、処理、収集、維持、保護、および破棄するのは、発注書で許可されている範囲内で、すべてのプライバシーおよびセキュリティ要件に従ってのみ実行すること。特に:
  3. 買主データの機密性、完全性、可用性を確保するために設計された管理上および技術上、物質的なセキュリティ手順を維持し、実施します。これらの手順は (i) 少なくとも関連するすべてのプライバシーおよびセキュリティ要件で要求されるものと同等で、前述と矛盾しない範囲で、(ii) この種のサービスに関する業界のベストプラクティスに準拠していなければなりません。
  4. 買主データが収集された国以外のいかなる法人または個人に対して、買主データを送信または利用可能にしません。
  5. いかなる権限も持たない個人または法人に対して、本発注書に関して受け取った買主データを販売、譲渡、開示、または使用しません。ただし、以下の場合を除きます。(i) 発注書に基づきサービスを提供する場合、(ii) 法的執行機関の捜査に協力する、正式に執行された召喚状に従う、または適用法により明確に義務付けられている場合(ただし、適用される手続きによって通知が明示的に禁止されている場合を除き、サプライヤーはそうした要求があった際、速やかに書面で買主に通知するものとする)、(iii) そのほか、買主が明示的に書面で許可した用途に限定する場合。

前述の要件は、本発注書に基づくその他の機密保持、セキュリティ義務に追加されるものです。第21条のいかなる規定も、買主データに対する所有権をサプライヤーに付与するものと解釈されるものではありません。



- b. 買主から書面による要請があった場合、サプライヤーはプライバシーおよびセキュリティ要件の遵守を裏付ける、（該当する第三者監査を含む）合理的な文書を提供するものとします。その文書は、買主に課せられるプライバシーおよびセキュリティ要件に基づくデューデリジェンス義務を十分満たすものとします。サプライヤーは、買主に対して一切費用を請求せずに本発注書の履行および買主データの保持と使用に関して、買主または買主データに対して管轄権を持つ規制当局とその他の政府機関と買主が連携する際に協力するものとします。
- c. サプライヤーは、買主データに関する機密保持、プライバシー、セキュリティに対する実際の違反または違反の疑いがある場合、直ちに書面で買主に通知するものとします。サプライヤーは追加費用を請求することなく、システム、アプリケーション、アクセスログの提供、関連システムのフォレンジック調査の実施、関連メディアのイメージング、サプライヤーの担当者に対する聞き取りに応じることが含まれるが、これに限定されず、当該違反の調査において買主に全面的に協力するものとします。実際の違反または違反の疑いが通知された場合、サプライヤーは業界のベストプラクティスに従い、当該違反に関連するすべての電子的証拠を維持し保存するために適切な管理を直ちに開始するものとします。
- d. 本サービスで、サプライヤーが買主の情報技術（以下に定義）にアクセスする必要がある場合、買主はサプライヤーが本発注書に基づく義務をより適切に遂行するためだけに、サプライヤー側の担当者に該当する買主の情報技術へのアクセスを許可するものとします。ただし、サプライヤーはアクセスが許可された買主の情報技術を買主へのサービス提供に必要な範囲でのみ使用することが許可されます。サプライヤーは、買主が単独で該当する買主の情報技術すべてを所有することを認めます。サプライヤーはいかなる買主の情報技術を担保にする等、買主の情報技術に対する先取特権や抵当権、その他の負担を設定・許可してはなりません。またサプライヤーは、買主の情報技術又はその他のシステムに含まれるソフトウェアの利用に必要なライセンス、二次ライセンス、又はその他の契約を締結することに同意するものとします。さらに、サプライヤーは以下の規定に従った買主の情報技術の使用のみ許可されます。
  - 1. サプライヤーは、本発注書に基づくサービスおよび商品の提供に關係ない付隨的な目的で、買主の情報技術を使用することはできません。サプライヤーは、商用目的、個人的利益、又はその他買主との間に実際の利害の対立、あるいはそのように解釈される事象が生じかねない目的のために、買主の情報技術を使用してはなりません。
  - 2. 適用法令に別段の規定がある場合を除き、サプライヤーおよびサプライヤーの担当者は、ファイル、データ及びメッセージの送信や保存を含むがこれに限定されず、買主の情報技術の使用時に、プライバシーを要求してはなりません。サプライヤーは、買主の情報技術が監視の対象であることをここに承知するものとします。
  - 3. サプライヤーは、適用される連邦法、州法、現地法、国際法に基づき違法とみなされかねない行為に買主の情報技術を使用することを禁じられています。違法行為が疑われる場合、買主はサプライヤーまたはサプライヤーの担当者について該当当局に通報し、関係者のあらゆる捜査または告発に協力できるものとします。
  - 4. 買主の最高情報セキュリティ責任者による書面での明確な承認がない場合、買主は買主データまたは買主の情報技術の機密性、完全性、可溶性を損なう可能性がある、いかなる行為にも買主の情報技術を使用することを禁止します。これには、(i)ハッキング、スプーフィング、サービス拒否攻撃の実行、(ii)他の者のネットワークまたはシステムへの不正アクセス、またはそれを試みること、(iii)権限昇格攻撃の実行、またはそれを試みること、(iv)詐欺メールの送信、(v)悪意のあるソフトウェア（マルウェア）の配布、またはそれを試みること、(vi)スパイ行為、スパイウェア、その他の不正な監視ツールのインストール、またはそれを試みること、(vii)テロ行為、詐欺、なりすましなどの犯罪行為、(viii)児童ポルノまたはその他のわいせつ物のダウンロード、保存、配布、(ix)不必要的セキュリティリスクを招く行為、または買主の情報技術のパフォーマンスに悪影響を及ぼす行為、(x)買主への不名誉、信用失墜、その他の損害を引き起こす行為、(xi)名誉毀損の、差別的、中傷的、性差別的、人種差別的、侮辱的、無禮で、不快、脅迫的、わいせつ、またはその他の不適切または攻撃的なメッセージまたはメディアのアップロード、ダウンロード、配布する行為、(xii)冗談、チェーンレター、商業的勧誘、いたずらメール、その他のメッセージ（スパム）の配布、(xiii)職場環境の混乱、敵対的な職場の創出、他者のプライバシー侵害、(xiv)違法、不道徳、その他の不適切な行為を隠すための暗号化技術などの使用、(xv)ライセンス化されていない、または海賊版ソフトウェアのインストールまたは配布することを含みますが、これらに限定されません。
  - e. サプライヤー担当者は、買主から許可されたアカウントを使用する場合のみ、買主の情報技術にアクセスすることができるものとします。ただし、デバイス固有のアカウント、管理者アカウント、又はその他のアカウントの使用は、書面により具体的に許可された場合を除きます。
  - f. 用語の説明：



1. 「買主データ」とは、(a)買主またはその関連会社の事業に関連するデーター、および(b)個人情報の総称です。
  2. 「買主の情報技術」とは、コンピューター、プリンター、サーバー、ネットワーク、通信システム、ソフトウェア、その他これに類するものを含みますがこれらに限定されず、買主が所有又は管理する機器、システム、ネットワーク、又はアプリケーションを指します。
  3. 「個人情報」とはサプライヤーが有形または無形の形式で受け取るすべてのもので、買主の従業員、顧客、見込み客、代理人、エンドユーザー、サプライヤー、連絡先または代表者を特定できる情報あるいは個人として特定することができる、または特定可能にするすべての情報、または特定の個人または世帯を特定、関連、記述し、合理的に関連づけられる、または直接的または間接的に結び付けられる可能性があるあらゆる情報を指します。個人情報の例には、個人の氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、購入履歴、雇用情報、財務情報、医療情報、クレジットカード情報、パスワード、個人識別番号、ユーザーID、アカウントのアクセス認証情報やパスワード、与信調査情報、生体情報、健康データ、遺伝データ、医療データ、医療保険データ、社会保障番号、商品サービス履歴などを含みますが、これらに限定されません。
  4. 「プライバシーおよびセキュリティ要件」とは、個人情報とその他の個人に関わる情報のプライバシーとセキュリティに関連する、現在または将来有効な、すべての適用される地方、州、連邦、国内および国際的なデータプライバシー、データ保護、データセキュリティ、データ保護、機密保持、消費者保護、広告、電子メール、データ破棄、その他にこれと同様の法律、規則、命令、規制、業界のベストプラクティスを意味します。
22. 責任の制限いかなる場合においても、買主は契約、不法行為（過失および厳格責任を含む）、またはその他のいかなる根拠に基づくものであれ、予測された利益または逸失利益、ならびに偶発的、間接的、特別、模範的、懲罰的または結果的損害について、そうした損害が予見可能であった場合や買主がその可能性について通知されていた場合であったとしても、サプライヤーに対して一切の責任を負わないものとします。
23. 契約解除
- a. 本発注書の他の条項または適用法に基づく買主の権利を制限することなく、買主は30日前にサプライヤーに書面で通知することにより、(i)買主の都合により、いつでも違約金なしで解約する場合、または(ii)以下のいずれかに該当する場合、(y)サプライヤーが当該違反が「重大な」違反と見なされるか否かを問わず、本発注書のいずれかの条項に違反した場合、(z)サプライヤーが存在しなくなった場合、債権者の利益のために譲渡を行った場合、支払い期日になんでも債務を支払わない、または支払い不能となった場合、自発的かつ強制的な破産、会社更生、清算、または支払不能に関する手続きの対象となった場合、また自ら、またはその資産に対して管財人の選任を申請した、または同意した場合に、本発注書全部または一部を解除することができます。
  - b. 買主が第23条(a)(i)に基づき、自己の都合により本発注書（またはその一部）を終了した場合、買主は合理的な文書で証明されている通り、サプライヤーが終了通知を受領するまで、本発注書（または終了した部分）の履行において負担した合理的な実費（買主がこれまで支払っていない範囲に限り）をサプライヤーに支払うものとします。買主が第23条(a)(ii)に基づいて本発注書（またはその一部）を解除した場合、買主は本発注書において、法律上、衡平法上、他にいかなる権利を有する場合であっても、それに加えて、発注書（または終了した部分）の対象となる類似の商品またはサービスを適切だと判断する条件および方法で、または他の方法で調達または取得することができるものとする。サプライヤーは同様の商品またはサービスの超過費用について、買主に対して責任を負うものとします。
  - c. 本発注書（またはその一部）が、第23条またはその他の理由で解除となった場合、サプライヤーは買主が書面で要請した方法および範囲で、買主またはその指定する者に対して、本発注書（または解除された部分）の履行に関して、サプライヤーが製造または取得した完成品または一部完成品、物品および材料、成果物、パーツ、工具、金型、型板、治具、固定具、計画書、図面、情報、契約上の権利などを譲渡し、引き渡すものとします。買主は、当該完成品または一部完成品、成果物、その他の物品の製造または取得の結果として、(ただし、買主が第23条(b)に従って、費用を支払っていない場合)サプライヤーが解除通知を受領するまでに負担した合理的な実費を、合理的な文書で証明される通りにサプライヤーに支払うものとします。第23条に明示的に定める内容を除き、買主は本発注書（またはその終了した部分）の解除の結果として生じるいかなる補償、払い戻し、利益、損害についてもサプライヤーに対して責任を負わないものとします。サプライヤーは買主が本注文書を解除しない限り、本注文書の履行を継続するものとします。
  - d. サプライヤーは買主の事業運営が商品およびサービスの受領と使用に依存していること、商品およびサービスを受領し、使用できない場合に買主に回復不能な損害が生じる可能性があることを理解し、同意します。したがって、サプライヤーは何らかの理由で本発注書が解除された場合、代替または代用商品およびサービス提供者へ移行する際に買主に全面的に協力することに同意するものとします。買主が第23条(a)(i)に基づい



て本発注書を解除する場合、サプライヤーは発注書に定められたレートで、または当事者間で別途合意した方法で、移行業務に対する支払いを受けるものとします。それ以外の場合、買主に追加費用をかけずにサプライヤーが当該の移行业務を提供するものとします。買主は第23条(d)に基づくサプライヤーの義務の特定履行を求めることができ、サプライヤーは損害賠償がそうした義務違反について適切な救済手段とする抗弁を放棄します。いずれかの当事者が第23条(d)に従ったとしても、当事者が有するその他の権利または救済手段を放棄したこととはならず、権利行使を妨げられるものではありません。

- e. 本発注書の第5条、6条、7条、9条、10条、11条、12条、13条、14条、15条、19条、21条、22条、23条(d)、23条(e)、24条は本発注書の有効期限満了または解除後も存続するものとし、買主およびその関連会社、継続者、譲受人によって執行可能とします。

#### 24. その他

- a. 完全な合意。サプライヤーが有効な承諾をした時点で、発注書（本契約条件および発注書または本契約条件に参照または組み込まれている文書を含む）は、発注書に記載された商品およびサービスの購入と販売に関する当事者間の完全な合意を構成するものとし、サプライヤーが提供する追加の保証を除き、口頭または書面によるやり取り、理解、交渉より優先されるものとします（ただし、サプライヤーと買主がマスター・サプライ契約、マスター・プロフェッショナル・サービス契約、または同様のマスター契約の当事者である場合は、当該マスター契約の条項が適用され、発注書はそのマスター契約に従うものとします）。本契約条件は、その全体が本発注書に組み込むものとし、本契約における本発注書への言及は、本契約条件に組み込まれた発注書を意味するものとみなされます。発注書（本契約条件を含む）に含まれる条項とサプライヤーからのいかなる書式またはやり取りで定められた条項、条件、保証または責任の制限に関する試みに矛盾が生じた場合に、いかなる時点においても、サプライヤーと買主は発注書（契約条件を含む）に記載された状況がその矛盾に優先し、発注書に基づく購入に適用されることに合意するものとします。
- b. 準拠法。本発注書は、買主が本拠地を置き、登記されている国（法律）に従ってのみ、解釈および理解されるものとします。買主とサプライヤーの本発注書に基づく権利および義務は、1980年の国際物品売買契約に関する国際連合条約に準拠しないものとします。
- c. 紛争解決両当事者の共通の目的は、当事者間で発生する可能性があるすべての紛争を可能な限り、友好的かつ効率的に解決することであり、いずれの当事者も紛争の解決を不当に遅延させないものとします。すべての紛争解決手続きは、準拠法の公用語で行われます。一方の当事者が他方の当事者から紛争に関して書面による通知を受けたときから七(7)日以内に、発注書の管理責任者よりも（可能な限り）上位であり、紛争を解決する権限を持つ買主およびサプライヤーの担当者が電話または対面で、相互に合意できる時間と場所で会い、善意を持って紛争の解決を試みるものとします（「エクゼクティブ・ミーティング」といいます）。ここに別段の定めがある場合を除き、本発注書に起因または関連する紛争、争議、相違点または請求（その存在、有効性、解釈、履行、違反を含む）、または本発注書に起因または関連する非契約上の義務に関する紛争で、エクゼクティブ・ミーティングで当事者間で解決されていなかったもの（当事者がいずれかのエクゼクティブ・ミーティングの開催を拒否または不可能である場合を含む）は、最終的に準拠法の国にある裁判所で解決されるものとします。発注書のいかなる内容も、いずれの当事者が製造物責任訴訟または集団訴訟においても一方の当事者を訴訟を提起し、請求を行うことを妨げるものではありません。
- d. 修正。発注書は、履行状況や取引の慣例、商取引上の慣行、いかなる行為の経過においても、口頭で修正または終了されることはありません。発注書に対するいかなる修正、変更、改訂も書面によって行われ、買主の権限ある代表者が署名しない限り、効力も拘束力も持たないものとします。
- e. 権利の不放棄。買主による発注書の条項またはその違反に対する権利の放棄は、書面で明示的に定められ、買主の権限を持つ代表者によって行われない限り、効力を有しないものとします。前文に明示的に定めがある場合を除き、発注書に基づいて行われたいかなる行為の実施も不実施もサプライヤーが発注書によって行った表明、保証、または誓約の遵守を買主が放棄したとみなされないものとします。買主による、発注書の条項のいかなる違反に対する権利放棄も、それ以前または以降の違反に対して効力を有するものではなく、そのように解釈されるものではありません。
- f. 情報の公開。サプライヤーは本発注書または買主に言及するいかなる広報活動または広告掲載でもそれに先立ち、当該内容について買主の書面による許可を取得する必要があることに同意します（買主は独自の裁量で当該の許可を拒否できます）。
- h. 下請け業者。発注書およびこれに基づいてサプライヤーに付与された、または課された一切の権利および義務は、買主の事前の書面による同意なく、いかなる手段によっても、いかなる第三者に対しても下請けまたは譲渡してはなりません。買主が下請け業者の契約を承認した場合、以下の条件が満たされなければなりません。



- a. サプライヤーは、各下請け業者の行為、不作為、義務、責任について、引き続き買主に対して責任を負う。
- b. サプライヤーは、買主に対して、各下請け業者が発注書に基づくすべての義務を完全かつ適時に履行することを無条件に保証するものとする。
- c. サプライヤーは、各下請け業者に対して、買主の専有情報、ツール、デザインに関する秘密保持契約を締結することを要求し、その契約内容は少なくとも第12条に基づくサプライヤーの担う義務に相当する最低限の水準を満たすものとする。
- d. サプライヤーは、各下請け業者に対し、商品の提供またはサービスの実施によって生産されるあらゆる成果物に関するすべての権利、権原、利益をすべて譲渡する義務を負わせることで、発注書に基づくすべての商品、サービスおよび成果物について、買主の所有権を確保するものとする。また買主の費用負担で、買主の権利を登録またはその他の方法で保護するために必要または望ましい文書の取得に協力および支援する義務を各下請け業者に負わせるものとする。
- e. サプライヤーは、下請け業者が発注書に基づく業務を開始する以前に、各下請け業者を買主に示し、買主の承認を得るものとする（そうした承認は不合理に拒否しないものとする）。また、買主の要請があった場合は、当該下請け業者を速やかに業務から外すものとする。
- f. 謙譲。第24条(h)(下請け業者)で定める場合を除き、サプライヤーは発注書に基づく権利または義務の全部または一部を問わず、譲渡、委任、または他の方法で移転することは認められません。バイヤーの事前の書面による同意なしに行われたもの、またはこの条項に違反して行われた譲渡または移転はすべて無効となります。買主は、本発注書に基づく権利および義務の全部または一部を問わず、自主的または法律の適用による場合、サプライヤーの同意を得ることなく、譲渡することができます。本発注書は、買主およびサプライヤー、それぞれの許可を受けた継承人および譲受人を拘束し、その利益のために効力を有するものとします。
- g. 非独占的な権利。本発注書の条項に定められた権利および救済手段は、発注書の他の条項、適用法、またはその他に基づいて買主が有するすべての権利および救済手段に加えて、認められるものであり、それを制限または損なうものではありません。これには特定履行の請求権、差し止め命令による救済を求める権利が含まれますが、これに限定されるものではありません。
- h. 見出し。本発注書の各番号付き条項の冒頭にある見出しあは、参照を容易にするためにのみ挿入されているものであり、発注書の一部ではありません。
- i. 労働争議の通知。実際にまたは潜在的に、ストライキ、スローダウン（消極的な怠業）、その他の労働問題に起因する業務停止が発生し、これにより発注書の適時の履行が遅延している場合、また遅延するおそれがある場合、サプライヤーは直ちにその旨を買主に書面で通知しなければなりません。この通知にはそれに関するすべての関連情報と遅延の見込み期間に関するサプライヤーの最善の見積もりが含まれなければなりません。

25. 制裁措置および輸出管理の遵守 サプライヤーは、自社およびその関連会社、取締役、役員、従業員、代理人、下請業者（総称して「サプライヤー関係者」）のいずれも、現在、米国財務局省外国資産管理局（OFAC）、米国国務省、国連安全保障理事会、欧州連合、英国財務省、またはその他の関連制裁総局（以下、総称して「制裁当局」）によって管理または執行されている制裁の対象となっておらず、包括的な制裁対象となっている国または地域に所在、設立、または居住していないことを表明、保証および確約します。 サプライヤーは自社またはサプライヤー関係者が制裁の対象となった場合、または本発注書に基づく取引が適用される制裁法または輸出管理法のもとで制裁、禁止されることとなった場合、直ちに買手に通知するものとします。 サプライヤーは、さらに本発注書に基づいて提供される商品、サービス、ソフトウェア、技術に適用される米国輸出規制（以下、EAR）、欧州連合規則第833/2014号およびその改正、その他の関連する包囲きの同様の輸出管理および貿易規制を含む、すべての適用される輸出管理および貿易コンプライアンス法・規制を遵守することを表明、保証、確約します。 サプライヤーはいかなる商品、サービス、ソフトウェア、技術も適用される法令に違反するかたちでいかなる個人または団体に対しても輸出、再輸出、譲渡、またはその他の方法で提供してはならないものとします。 サプライヤーは本発注書に基づいて買主から提供される商品、サービス、技術を制裁対象者、または全面的な制裁が課されている地域に所在する個人または団体との取引または事業に関連して、直接的または間接的に使用してはならないものとします。

26. サプライヤー工事請負規則の遵守 サプライヤーは、ハーレーダビッドソンの「サプライヤー行動規範」を受領したことと認識し、それを遵守することに同意します。当該の規範には、倫理的なビジネス慣行、法令遵守、労働およ



び人権、環境への責任、職場の安全に関する当社の期待事項が定められています。 サプライヤーは、すべてのサプライヤー関係者が「サプライヤー行動規範」に定められた原則および基準を十分に理解し、遵守することを徹底するものとします。 サプライヤーは既知または疑わしい違反があった場合、速やかに買主に通知するものとします。 買主はサプライヤーによる「サプライヤー行動規範」の遵守を監督し、必要に応じて是正措置を求める権利を有します。



## 北米補足条項

以下の追加契約条件は、北米地域内で行われた購入に適用されます（矛盾がある場合は優先されます）。

1. 法令の遵守：上記の第16条の要件に加えて、サプライヤーはサプライヤーが行うすべての業務、発注書に従つて買主に提供または納入されるすべての商品およびサービスについて、以下の事項を表明し、保証し、証明し、確約し、同意するものとします。適用されるすべての連邦法、国家法、州法、準州法、地方条例、命令、規則、規範、条例、規制（隨時改正されることがあるものも含む）に完全に準拠し、実施、提供、製造、生産、包装、表示、出荷、納入、請求、販売され、そして必要に応じて登録されるものとします。ただし、サプライヤーが合理的に買主が満足するように、以下のいずれかについて適用を免除されていることを証明した場合を除きます。
  - a. 米国連邦構成労働基準法の第6条、7条、12条および同法の第14条に基づいて米国労働省が発行する規則および命令
  - b. 大統領令11246号、1973年リハビリテーション法、大統領令13496号、その通知掲示要件、1974年ベトナム戦争退役軍人再縫製支援法（ただし、買主からサプライヤーへの支払い金額が10,000米ドル未満の場合を除く）
  - c. 大統領令11246号、1973年リハビリテーション法、大統領令13496号、その提示義務、ならびに1974年ベトナム戦争退役軍人再調整支援法に関する、米国労働長官によって定められたすべての規則、規制、関連命令（本発注書に基づく買主からサプライヤーへの支払い金額が10,000米ドル未満である場合を除く）  
サプライヤーが今後買主に対して行う各出荷または他の商品の納入に関して、サプライヤーは当該商品すべてが、該当する出荷または納入の日付の時点で、連邦有害物質法（改正を含む）における虚偽表示または禁止された有害物質に該当しないことをここに表明、保証、認証、確約および同意します。さらに、サプライヤーは(x)「紛争鉱物」に関するドッド・フランク・ウォールストリート改革および消費者保護法第1502条およびそれに関連して米国証券取引委員会が発行する規則および規制、(y)2021年カリフォルニア州サプライチェーン透明化法およびそれに関連してカリフォルニア州のいかなる政府機関が発行する関連規則および規制、(z)その他の法域における、これらに類似した法律、命令、規則、条例、規制に確実に準拠すること、および買主が隨時要求する協力を（適用される範囲で）提供し、買主が要件を満たすことを支援することを明確に表明し、保証するものとします。
2. 公正な慣行。該当する場合、サプライヤーは41 CFR §§ 60-1.4(a)、60-300.5(a)、60-741.5(a)、29 CFRパート471、付録AからサブパートAの要件を順守するものとし、その下請け業者にも同様に遵守させるものとします。これらの規制は保護対象退役軍人や障がいを持つ個人であることを理由とする差別を禁止し、人種、肌の色、宗教、性別、性的指向、性自認または性表現、国籍を理由とするすべての個人に対する差別を禁止しています。さらにこれらの規則は、対象となる元請負業者および下請け業者に対して、人種、肌の色、宗教、性別、性的指向、性自認または性表現、国籍、保護対象退役軍人の地位、または障がいの有無に関係なく、個人を雇用し、雇用で昇進させるために積極的措置を講じることを義務付けています。サプライヤーは、発行する各下請け契約にこの項目を含めるものとします。



## EMEA補足条項

以下の追加契約条件は、EMEA地域内で行われた購入に適用されます（矛盾がある場合は優先されます）。

1.請求書は該当する買主事業体の以下の住所/アドレス宛に買主に送付されるものとします。

ハーレーダビッドソンオーストリア GmbH

Eメールアドレス: [ap.at@harley-davidson.com](mailto:ap.at@harley-davidson.com)

郵送先住所: Döblinger Hauptstraße 37, 1190 Vienna

ハーレーダビッドソン ベネルクス B.V.

Eメールアドレス: [ap.nl@harley-davidson](mailto:ap.nl@harley-davidson)

郵送先住所: Laan van Vredenoord 33, 2289DA Rijswijk, the Netherlands

ハーレーダビッドソン 小売 B.V.

Eメールアドレス: [ap.retail@harley-davidson.com](mailto:ap.retail@harley-davidson.com)

郵送先住所: Laan van Vredenoord 33, 2289DA Rijswijk, the Netherlands

ハーレーダビッドソン チェコ共和国 s.r.o.

Eメールアドレス: [ap.cz@harley-davidson.com](mailto:ap.cz@harley-davidson.com)

郵送先住所: Plynární 1617/10, Holešovice, 170 00 Prague 7, Czech Republic

ハーレーダビッドソン スペイン Limited

Eメールアドレス: [ap.es@harley-davidson.com](mailto:ap.es@harley-davidson.com)

郵送先住所: Avinguda Via Augusta, 15-25, Sant Cugat Business Park, 08174 Sant Cugat del Vallès (Barcelona)

ハーレーダビッドソン ヨーロッパ Limited

Eメールアドレス: [ap.uk@harley-davidson.com](mailto:ap.uk@harley-davidson.com)

郵送先住所: Oxford Business Park, 6000 Garsington Road, Oxford, Oxfordshire, OX4 2DQ

ハーレーダビッドソン フランス SAS

Eメールアドレス: [ap.fr@harley-davidson.com](mailto:ap.fr@harley-davidson.com)

郵送先住所: Bâtiment "Exa"

12 rue Eugène Dupuis – Zone Europarc

94000 Créteil

ハーレーダビッドソン ドイツ GmbH

Eメールアドレス: [ap.de@harley-davidson.com](mailto:ap.de@harley-davidson.com)

郵送先住所: Junghofstraße 16, 60311 Frankfurt

ハーレーダビッドソン イタリア s.r.l.

Eメールアドレス: [ap.it@harley-davidson.com](mailto:ap.it@harley-davidson.com)

郵送先住所: Via Privata Bastia 5 – CAP 20139 – Milano (MI)

郵送先住所:

ハーレーダビッドソン スイス GmbH

Eメールアドレス: [ap.ch@harley-davidson.com](mailto:ap.ch@harley-davidson.com)

郵送先住所: Industriestrasse 47, 6300 Zug, Switzerland

2.通貨。買主が別段の合意をしない限り、本契約条件に基づいて行われるすべての支払いは、Harley-Davidson Europe Limitedが買主である場合、英ポンドで買主が他のEMEA事業体である場合はユーロで支払いが行われるものとします。



3.支払い条件。EMEA地域内で行われるすべての支払いは、買主が有効な請求書を受け取ってから30(三十)日以内に完了するものとします。

4.事業譲渡(雇用保護)規則/EU法(事業譲渡に関する指令)買主もサプライヤーも、2006年事業譲渡(雇用保護)規則(以下「TUPE」)が実施され隨時変更される、または事業譲渡に関する指令77/187号(以下「ARD」)が契約の解除時を含め、本契約のいかなる段階でも適用されると予想していません。サプライヤーはこれらの契約条件に関連して、TUPEまたはARDの適用に起因または関連して、買主の補償対象当事者に対して行われる可能性がある一切の請求について、買主補償対象当事者を補償し、損害を被らせないようにするものとします。

-



## LATAM補足条項

以下の追加契約条件は、LATAM地域内で行われた購入に適用されます（矛盾がある場合は優先されます）。

1. オファーと承諾。本オファーは、発注書を履行し署名入りのコピーを買主に返送するか、商品の発送、サービスの実施、またはその他の方法を含む、サプライヤーがその他の商業的に合理的な受託手段をとることによって受託される場合があります。
2. 價格設定と支払い。発注書に価格設定が記載されていない場合、購入価格は無効となります。サプライヤーは、該当する適合商品の納入後、または該当する適合サービスの提供後、当該納入または提供と同月に各請求書を発行するものとします（ただし、発注書に異なる請求スケジュールが定められている場合を除く）。請求書は、電子メールで[ap@harley-davidson.com](mailto:ap@harley-davidson.com)宛に買主に送信されるものとします。
3. 注文の変更：発注書の変更、修正、変更は発注書の修正または新規発注書の実行を通して形式化された時にのみ有効となるものとします。
4. 労働と訴訟における責任 サプライヤーは、発注書の締結が発注書の履行において直接的または間接的にその株主、役員、従業員、代理人、サービス提供者、第三者、下請け業者、アドバイザー、コンサルタント、関連会社または被支配会社の取締役およびその他の関係者を含め、サプライヤーが採用する人員との間に、雇用関係、代理関係、またはその他のいかなる種類の関係も成立させるものではないことを明示的に表明し、保証するものとします。発注書の履行に用いられる労働に関する一切の責任は、サプライヤーの単独かつ排他的な責任とします。発注書の目的における唯一の雇用者として、サプライヤーは発注書締結日に適用可能な労働法、社会保障法、税法および民法を厳格に遵守することを約束し、従業員および/または下請け業者に支払う報酬に関する追加費用についても、サプライヤーが責任を負うものとします。サプライヤーが、財務、環境、社会保障、その他のいかなる性質のものでも、発注書に起因するサプライヤーの義務に関して不履行およびまたは履行の遅延があったために訴訟を提起された場合、通知、召喚、送達された場合、または判決を受けた場合、買主はサプライヤーをその訴訟に加わるように求められ、必要なすべての措置を講じることができます。買主が、サプライヤーの元従業員/下請け業者から労働義務に関して訴えを起こされた場合、サプライヤーは直ちに買主に代わり、被告となる義務を負います。そのような代理が不可能な場合、サプライヤーは弁護士費用など買主が自己の利益をまるるために負担した費用と損害、損失に加えて、買主が被った罰金およびあらゆる種類の有罪判決に対して、裁判上または裁判外の通知に関係なく、買主から要請日から起算して15暦日以内に、全額補償をするものとします。サプライヤーが本条項に定める条件を遵守しなかった場合、買主は本条項の条件に基づいて実際に発生したすべての費用を裁判上でそれぞれ回収することが自動的に認められるものとします。上記各項の規定、または本契約に含まれるその他の権利を損なうことなく、買主は前述のいずれかが発生し、当該請求について通知を受けた場合は、サプライヤーがその義務を履行し、事実またはサプライヤーによる行為に関して買主が訴訟、通知、召喚、有罪判決に巻き込まれるリスクを排除するまで支払うべき支払いを差し止める権利を有します。



## APAC補足事項

以下の追加契約条件は、APAC地域内で行われた購入に適用されます（矛盾がある場合は優先されます）。

- 価格設定と支払い。請求書は以下の住所まで買主に送付するものとします。

Harley-Davidson (Thailand) Co., Ltd (3045):	請求書は業務依頼者に郵送するか、次のメールに送信するものとします: <a href="mailto:ap3045thailand@harley-davidson.com">ap3045thailand@harley-davidson.com</a>
HDMC (Thailand) Ltd. or H-D Motorcycle (Thailand), Ltd. or H-D Motor (Thailand) Ltd.(3047/3048/3049):	請求書は以下の住所に郵送するか、こちらのメールに送信するものとします: <a href="mailto:APTHAILAND@HARLEY-DAVIDSON.COM">APTHAILAND@HARLEY-DAVIDSON.COM</a>  500/38, Moo3, Tambol Tasit, Amphur, Pluakdaeng, Rayong, Thailand 21140
Harley-Davidson Asia Pacific Pte Ltd (3016):	請求書は業務依頼者に郵送するか、次のメールに送信するものとします。 <a href="mailto:HDAP-AccountsPayable@harley-davidson.com">HDAP-AccountsPayable@harley-davidson.com</a>
PT Harley Davidson Indonesia (3035):	請求書は業務依頼者に郵送 / 送信するものとします。
Harley-Davidson Japan KK (3040):	請求書は <a href="mailto:HDJ-AP@harley-davidson.com">HDJ-AP@harley-davidson.com</a> に送信するものとします。
Harley-Davidson Australia Pty Ltd (3060):	請求書は <a href="mailto:ap.aust@harley-davidson.com">ap.aust@harley-davidson.com</a> に送信するものとします。
Harley-Davidson (Shanghai) Commercial & Trading Co., Ltd (3085):	請求書は <a href="mailto:HDC-AccountsPayable@harley-davidson.com">HDC-AccountsPayable@harley-davidson.com</a> に送信するものとします。
H-D Motor Company India Private Limited (3055):	請求書は業務依頼者に郵送 / 送信するものとします。